

○静岡県地域警察の運営に関する訓令

(平成 19 年 3 月 8 日静岡県警察本部訓令第 3 号)

静岡県地域警察の運営に関する訓令（平成 5 年県本部訓令第 10 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章	総則(第 1 条―第 10 条)
第 2 章	勤務準則
第 1 節	勤務制及び勤務時間(第 11 条・第 12 条)
第 2 節	勤務方法及び活動時間(第 13 条・第 14 条)
第 3 節	勤務例(第 15 条―第 17 条)
第 4 節	勤務変更(第 18 条―第 20 条)
第 5 節	運用計画等(第 21 条―第 23 条)
第 3 章	幹部の職務(第 24 条―第 30 条)
第 4 章	交番等及び警備派出所の活動
第 1 節	所管区活動(第 31 条―第 49 条)
第 2 節	交番相談員の活動(第 50 条)
第 3 節	直轄警ら隊の活動(第 51 条)
第 4 節	移動交番車における活動(第 52 条)
第 5 節	所管区域変更等の手続(第 53 条―第 55 条)
第 5 章	署自動車警ら係及び自動車警ら隊の活動
第 1 節	署自動車警ら係の活動(第 56 条―第 65 条)
第 2 節	自動車警ら隊員の活動(第 66 条)
第 6 章	補則(第 67 条)
	附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、静岡県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 交番等 交番、駐在所及び署所在地をいう。
- (2) 警備派出所 牧之原警察署富士山静岡空港警備派出所をいう。

- (3) 臨時警備派出所等 規則第 21 条第 1 項に規定する臨時交番及び規則第 27 条第 1 項に規定する警備派出所のうち臨時に設置するものをいう。
- (4) 地域警察官 静岡県警察鉄道警察隊を除く県本部機動警ら課の警察官及び警察用船舶担当の警察官を除く署地域課の警察官をいう。
- (5) 地域警察幹部 地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある者をいう。
- (6) 特定地域警察幹部 地域警察幹部のうち警部補以上の階級にある者をいう。
- (7) 交番等勤務員 交番等の勤務員として勤務する地域警察官をいう。
- (8) 警備派出所勤務員 警備派出所の勤務員として勤務する地域警察官をいう。
- (9) 署地域係長 警部補の階級にある特定地域警察幹部のうち、署地域課において企画、運用等の地域警察業務に従事する者をいう。
- (10) 署指導係長 警部補の階級にある特定地域警察幹部のうち、署地域課において指導教養等の地域警察業務に従事する者をいう。
- (11) ブロック交番所長 規則第 21 条の 2 第 2 項に規定する責任者をいう。
- (12) 警備派出所長 警備派出所の責任者をいう。
- (13) 交番長 交番の責任者をいう。
- (14) 交番等所管区 規則第 15 条第 1 項に規定する所管区をいう。
- (15) ブロック所管区 規則第 21 条の 2 第 1 項に規定するブロック（以下単に「ブロック」という。）の区域をいう。
- (16) 署自動車警ら係班長 規則第 23 条第 1 項に規定する自動車警ら班を署自動車警ら係とし、当該係を更に交替制勤務ごとに区分けした班の活動を一体として効率的に行わせるため指定する班長をいう。
- (17) 自動車警ら隊班長 規則第 23 条第 2 項に規定する自動車警ら隊における各支隊を更に交替制勤務ごとに区分けした班の活動を一体として効率的に行わせるため指定する班長をいう。

（地域責任）

第 3 条 地域警察官は、地域の治安維持について第一次責任を有することを自覚し、地域の実態を多角的な観点からの的確に掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望に応えた活動を行い、もって住民の日常生活の安全と平穏を確保するよう努めるものとする。

（運営の基本）

第 4 条 地域部長は、地域警察を統括し、他の警察部門との緊密な連携の下に、地域の実態に即した効率的な運営を図るものとする。

2 県本部の地域課長及び機動警ら課長並びに署長は、第 6 条に規定する活動単位が相互に連携して、それぞれの機能及び特性を最高度に発揮できるよう、

地域警察の効率的かつ総合的な運営を図るものとする。この場合において、県本部通信指令室及び署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。

- 3 県本部の地域課長及び機動警ら課長並びに署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。
- 4 署長は、前2項に規定するもののほか、管内の警察事象等の治安情勢を的確に把握し、特に警察警戒力の適正な配置運用、交番等及び警備派出所における勤務員の不在時間の縮減及び街頭活動の強化に努めるものとする。

(協議)

第5条 県本部地域課以外の所属の長は、地域警察活動に相当の影響を及ぼすと認められる計画を立案する場合においては、県本部地域課長とあらかじめ協議するものとする。

(活動単位等)

第6条 地域警察の活動単位は、交番、駐在所、署所在地、署自動車警ら係、警備派出所、臨時警備派出所等、直轄警ら隊及び自動車警ら隊とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、必要により警察官連絡所を置くことができるものとする。

(受持区)

第7条 署長は、交番等所管区を区分けして受持区（規則第20条第1項に規定する受持区をいう。以下同じ。）を定め、各交番等所管区ごとに一連番号を付すものとする。

- 2 署長は、受持区を定めるに当たっては、面積及び世帯数を考慮して巡回連絡負担の均衡を保つように努めるものとする。

(初動的な措置の範囲の基準)

第8条 規則第3条第2項に規定する初動的な措置の範囲の基準は、別に定める。

(制服勤務の例外)

第9条 規則第7条第1項ただし書の規定により私服で勤務することのできる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪捜査に従事するとき。
- (2) 少年事件（事案）を取り扱うとき。
- (3) 各種情報収集活動に従事するとき。
- (4) その他署長又は県本部機動警ら課長（以下「署長等」という。）が特に必要と認めたとき。

2 地域警察官は、前項の規定により私服で勤務する場合においては、あらかじめ掲げる区分により報告し、その指示を受けるものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(1) 署の地域警察官にあつては、直属の特定地域警察幹部又は署地域課長（警察署当番を行う時間帯（以下「当番時間帯」という。）においては、警察署当番責任者（以下「署当番責任者」という。））

(2) 自動車警ら隊勤務員にあつては、直属の自動車警ら隊班長又は支隊長

3 前項の場合において、直属の特定地域警察幹部が指示を行ったときは署地域課長に、自動車警ら隊班長が指示を行ったときは支隊長に、その旨を速やかに報告するものとする。

（耐刃防護衣の着用）

第 10 条 地域警察官（県本部又は署において地域警察に関する企画、指導、運用等の地域警察業務に従事する警察官を除く。）は、休憩時間を除き、耐刃防護衣を常時着用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交番等、警備派出所又は臨時警備派出所等において、事務室内で休憩するときは、耐刃防護衣を着用するものとする。

第 2 章 勤務準則

第 1 節 勤務制及び勤務時間

（活動単位ごとの勤務制）

第 11 条 規則第 6 条に規定する地域警察官の勤務制は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 交番及び署所在地勤務 交替制（特に必要があるものについては、日勤制）

(2) 駐在所勤務 駐在制（複数勤務の駐在所の通勤者及び特に必要があるものについては、日勤制）

(3) 署自動車警ら係及び自動車警ら隊勤務 交替制（特に必要があるものについては、日勤制）

(4) 警備派出所勤務 交替制（特に必要があるものについては、日勤制）

(5) 臨時警備派出所等勤務 交替制又は日勤制

(6) 直轄警ら隊 交替制（係長については、日勤制）

2 前項第 2 号に規定する駐在制の勤務とは、原則として勤務所の施設に居住し、毎日一定時間おおむね昼間に活動する勤務をいう。

（勤務時間）

第 12 条 前条に規定する勤務制ごとの勤務時間の割振り等は、静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成 7 年県本部訓令第 7 号）において定めるところによるものとする。

第2節 勤務方法及び活動時間

(通常基本勤務)

第13条 地域警察官の通常基本勤務は、規則第5条第1項各号に規定する勤務種別に新たな勤務種別として署所在地勤務を、その勤務方法として警ら、巡回連絡及び在所の勤務を加えたものとする。

(活動時間の基準)

第14条 活動単位及び勤務別ごとの勤務方法別の時間数（以下「活動時間」という。）の基準は、次表のとおりとする。

[次表省略]

2 省略

3 省略

第3節 勤務例

(勤務例)

第15条 規則第11条第2項の規定により署長が定める勤務基準においては、個別の交番等及び警備派出所ごとの活動時間の割振り（以下「勤務例」という。）を定めるものとする。

(勤務例策定上の留意事項)

第16条 署長は、事件事故の発生実態の分析を綿密に行い、地域住民の要望等の把握に努め、地域の実態に即した勤務例を策定するものとする。

2 署長は、勤務例の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 交番相談員との連携に配慮した上、交番等に勤務員の不在時間が生じないようにすること。

(2) 管内の警戒力、特に夜間における警戒力に間隙を生ずることのないよう勤務員数等を考慮して、休憩時間等を割り振ること。

(3) 在所、休憩等真に割り振る必要がある勤務方法のみを割り振ること。

3 署長は、所管区の状況等の変化に応じて随時勤務例の見直しを行うものとする。

4 交番等勤務員及び警備派出所勤務員（以下「交番等及び警備派出所勤務員」という。）又は特定地域警察幹部は、管内の実情に応じ勤務例の見直しが必要と認める場合には積極的に意見具申するものとする。

(勤務例の報告)

第17条 署長は、勤務例を策定し、又はこれを変更したときは、速やかに本部長に報告（県本部地域課を経由する。以下本部長への報告及び上申事項は全て同じ。）するものとする。

第4節 勤務変更

(勤務変更に当たっての留意事項)

第 18 条 署長等は、規則第 11 条第 3 項の規定により勤務変更の指示を行うに当たっては、勤務方法、勤務時間、その割振り等を具体的に指示するものとする。

2 署の地域警察官は、勤務例による勤務では効果的な地域警察活動を行うことができないと認めたときは、その旨を直属の特定地域警察幹部又は署地域課長（当番時間帯においては、署当番責任者。以下この条において同じ。）に申し出て、勤務変更の指示を受けるものとする。

3 署の地域警察官は、規則第 11 条第 4 項の規定により、自ら従事中の勤務方法の勤務時間を延長し、又は他の勤務方法若しくは特別勤務（第 13 条に規定する通常基本勤務以外の勤務で、別に定めるものをいう。以下同じ。）に勤務変更を行った場合においては、事後直ちにその経過を直属の特定地域警察幹部又は署地域課長に報告しなければならない。

4 自動車警ら隊勤務員が勤務変更を行う場合においては、直属の自動車警ら隊班長又は支隊長に申し出て、指示を受けるものとする。

5 前 3 項に規定する場合において、直属の特定地域警察幹部が指示を行ったとき又は報告を受けたときは署地域課長に、自動車警ら隊班長が指示を行ったときは支隊長にその旨を速やかに報告するものとする。

（特別勤務に当たっての留意事項）

第 19 条 署長等は、地域警察官を特別勤務に従事させる場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）警戒力に間隙を生じさせないように、他の事件事故等に対応できる体制を確保すること。

（2）地域警察活動と関係する他の警察部門の行う活動との連携を図ること。

（転用勤務）

第 20 条 署長等は、看守、護送のほか通常の事件捜査、交通取締り等の人員不足を補うため、地域警察官を安易に転用させることのないよう次に掲げる事項に特に配慮するものとする。ただし、大規模な警衛、警護及び警備実施並びに凶悪重要事件捜査に要員を非常招集して対処する場合などについては、この限りでない。

（1）地域警察部門のみに負担が偏ることのないよう努めること。

（2）特定の地域警察官を 1 か月以上転用勤務に充てる場合は、その理由、期間、人員等を県本部地域課長に報告するものとする。

第 5 節 運用計画等

（月間活動計画）

第 21 条 署長は、地域警察活動を計画的に推進するため、活動単位ごとの活動の重点、着眼点及び推進要領、勤務員の勤務指定等月間活動計画を定めるものとする。

2 省略

(幹部会議における協議)

第 22 条 署長は、地域警察活動の効率化を図るため、幹部会議において、月間活動重点、各課との連絡調整事項その他地域警察の運用に関し必要な事項について協議するものとする。

(地域警察会議)

第 23 条 署地域課長は、地域警察活動の効率化を図るため、必要に応じて地域警察会議を開催するものとする。

2 地域警察会議の出席者は、署地域課長が指定する地域警察幹部とするものとする。ただし、必要があると認めるときは、地域警察幹部以外の者を出席させることができる。

第 3 章 幹部の職務

(署の特定地域警察幹部の職務)

第 24 条 署の特定地域警察幹部の主な職務は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 地域官（地域交通官を含む。）

ア 地域警察に関する総合的な企画及び運用

イ 地域警察官に対する全般的な指揮監督及び指導教養

(2) 署地域課長

ア 地域警察に関する企画及び運用

イ 地域警察官に対する全般的な指揮監督及び指導教養

ウ 各課との連絡調整

(3) 署地域係長

ア 地域警察に関する企画、立案及び運用

イ 地域警察官の勤務に関する調整

ウ 地域警察官に対する指揮監督及び指導教養

エ 各課（係）との連絡調整

(4) 署指導係長

ア 地域警察官に対する実践的な指導並びに巡視等を通じた実践的な指揮監督及び指導教養

イ 事件事故発生時の初動措置及び事後処理に係る指導

ウ 各活動単位間、交替制相互、各課（係）間及び署当番責任者との連絡調整

(5) ブロック交番所長

- ア 署地域係長及び署指導係長（以下「署地域係長等」という。）との連携
- イ ブロック内の実情に応じたブロック内地域警察官の弾力的な運用
- ウ ブロック内地域警察官に対する実践的な指揮監督及び指導教養
- エ ブロック内における事件事故発生時の現場活動及び現場における指揮
- オ ブロック内における地域警察活動に関する各課（係）及び他の交番等との連絡調整
- カ その他実践的な地域警察活動の推進

(6) 警備派出所長

- ア 署地域係長等との連携
- イ 所管区活動計画の策定
- ウ 勤務員相互間の意思の疎通及び融和・協調の促進
- エ 所管区内の関係機関、団体等との連絡調整
- オ 所管区内における地域警察活動に関する各課（係）との連絡調整

(7) 交番長

- ア 署地域係長等との連携
- イ 所管区活動計画の策定、一所管区一事案解決運動等の重点の選定及び推進要領の調整
- ウ 勤務員に対する指揮監督及び指導教養
- エ 勤務員相互間の意思の疎通及び融和・協調の促進
- オ 所管区内のコミュニティーリーダー、関係機関、団体等との連絡調整
- カ 所管区内における地域警察活動に関する各課（係）との連絡調整

(8) 署自動車警ら係班長

- ア 事件事故の処理等実践的な地域警察活動の推進
- イ 署自動車警ら係員に対する実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ 勤務員相互間の意思の疎通及び融和・協調の促進

(9) 直轄警ら隊係長

- ア 直轄警ら隊の運用計画の立案及び実施
- イ 直轄警ら隊員に対する実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ 勤務員相互間の意思の疎通及び融和・協調の促進

(10) その他の特定地域警察幹部

- ア 事件事故の処理等実践的な地域警察活動の推進
- イ 地域警察官に対する実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ その他署長が定める事項

(監督区域)

第 25 条 署長は、地域警察官に対する指揮監督及び教養指導の責任を明らかにするため、ブロック交番所長をはじめとした署の特定地域警察幹部の監督区域を定めるものとする。

(指揮監督及び指導教養)

第 26 条 署長は、規則第 9 条第 2 項、第 10 条及び第 13 条第 1 項の規定に基づき、自ら又は署の特定地域警察幹部若しくは特定地域警察幹部以外の幹部により、地域警察官に対し、交番等、警備派出所等のほか、その活動に従事する場所における指揮監督及び指導教養を積極的に行うものとする。

2 署の特定地域警察幹部は、規則第 13 条第 1 項に規定するもののほか、同行指導、事件事故発生時における現場指導等実践的な指揮監督及び教養指導を行うものとする。

3 署の特定地域警察幹部以外の幹部は、規則第 10 条第 2 項の規定により、地域警察官に対する指導教養を行ったときは、必要な事項を特定地域警察幹部に連絡するものとする。

4 幹部は、指揮監督又は指導教養を行ったときは、常にその結果を確認して、規則第 13 条第 2 項に規定する地域警察官の活動の評価に反映させるとともに、事後の指導に活用するよう努めるものとする。

(指揮監督等実施報告)

第 27 条 署指導係長は、自ら又は他の地域警察幹部等を通じて、地域警察官の勤務及び活動実態を的確に把握し、指揮監督及び指導教養の実施状況を署長に報告（署地域課長を経由する。以下署長への報告事項は全て同じ。）するものとする。

2 署指導係長以外の署の特定地域警察幹部及び署長が指定する幹部は、指揮監督又は指導教養を行ったときは、署長に報告するものとする。

(勤務実態の把握)

第 28 条 省略

(就務時の点検・指示)

第 29 条 署の特定地域警察幹部は、地域警察官に対し、就務時に点検及び必要な指示教養を行うものとする。

2 前項に規定する点検及び指示教養は、簡潔かつ実質的に行うものとする。

3 署の特定地域警察幹部は、第 1 項の規定により指示教養を行ったときは、署長に報告するものとする。

(巡視)

第 30 条 署長は、交番等及び警備派出所勤務員の勤務実態を掌握し、効率的な組織運営を図るため、随時、巡視を行うものとする。

- 2 署長は、特定地域警察幹部及び他の警察部門の警部補以上の階級にある幹部に交番等及び警備派出所を巡視させ、所掌事務についての指導教養を積極的に行わせるものとする。

第4章 交番等及び警備派出所の活動

第1節 所管区活動

(所管区責任)

- 第31条 交番等及び警備派出所勤務員は、所管区における実態把握及び把握した事項に係る必要な報告について第一次責任を負うものとする。また、ブロック所管区その他指定された区域について、共同して警察の責務を遂行する責任を負うものとする。

(所管区活動計画等)

- 第32条 交番長及び警備派出所長並びに全ての駐在所勤務員は、交番等及び警備派出所の所管区内における活動計画をそれぞれ月間活動計画に基づき策定するものとする。
- 2 交番等及び警備派出所勤務員は、前項に規定する交番等又は警備派出所の所管区における活動計画に基づき、自らの活動目標、推進要領等を明らかにした交番等及び警備派出所勤務員ごとの活動計画を策定するものとする。
 - 3 交番長、警備派出所長及び駐在所勤務員又は署地域課長から指定された者は、前2項に規定するそれぞれの活動計画を毎月署長が指示する日までに署長に報告するものとする。

(警ら実施上の留意事項)

- 第33条 警らは、規則第19条に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意して行うものとする。
- (1) 警らは、徒歩、自転車、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車のうち、各所管区の実態及び活動目的に応じた方法により行うこと。
 - (2) 省略
 - (3) 事件事故の発生状況等を考慮して行い、犯罪の発生するおそれが高い場所、交通事故多発地点等において、一定時間警戒活動を行うこと。
 - (4) 地域住民との触れ合いを深めるため、積極的に声を掛け、又は対話に努めること。
 - (5) 夜間又は危険が予想される場合においては、必要により警棒を手にとって行うこと。
 - (6) 携帯用無線機により、常に署及び他の勤務員との緊密な連絡体制を保持すること。
 - (7) 省略

(8) 署地域課長及び署当番責任者は、女性警察官又は実務経験が少ない警察官が単独警らを行うときは、有事の際の支援体制を構築しておくこと。

(共同警ら)

第 34 条 交番等勤務員は、夜間又は職務執行上必要と認められる場合においては、署地域課長又は署当番責任者等に報告した上、複数警ら又は隣接交番等勤務員との共同警らを行うことができるものとする。

(所外活動実施報告)

第 35 条 交番等勤務員は、所外活動に当たり、出発、帰所（署）及びその活動中には、異常の有無などを署地域課長又は署当番責任者にその都度、報告するものとする。

2 省略

(巡回連絡)

第 36 条 規則第 20 条に規定する巡回連絡の実施要綱は、別に定める。

(立番実施上の留意事項)

第 37 条 立番は、規則第 18 条第 1 項及び第 4 項に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 厳正な勤務態度を保持し、不審者に対する職務質問及び地域住民に対する積極的な声掛けを行うこと。
- (2) 原則として交番直近の通行車両等の目に付きやすい位置で行うこととし、実施時間帯又は立地条件により実施効果が低い場合は、あらかじめ効果の高い場所等を署地域課長、署の特定地域警察等幹部等と協議の上、選定し実施すること。

(在所実施上の留意事項)

第 38 条 在所は、規則第 18 条第 3 項及び第 4 項に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 在所勤務中は、施設内の適当な位置に腰掛け、外部への警戒を行うこと。ただし、来訪者への応対その他処理すべき事務がある場合を除くものとする。
- (2) 事務室では活動帽子を常時着用し、来訪者があった場合は、起立して応対すること。
- (3) 地理案内、各種届出の受理等に当たっては、相手の立場に立って、親切に対応すること。
- (4) 急訴等は管轄区域のいかんを問わず受理し、迅速かつ適切な措置を講ずること。

(休憩に当たっての留意事項)

第 39 条 休憩は、原則として、あらかじめ定められた休憩場所において行うものとする。

2 急訴事件、各種届出等は、休憩中であっても直ちに受理し、必要な措置を講ずるものとする。

3 省略

4 省略

(交替時の引継ぎ)

第 40 条 省略

(活動状況の報告)

第 41 条 交番等及び警備派出所勤務員は、勤務終了後、勤務の方法、取扱事項、活動時間、活動実績等の活動状況を署長に報告するものとする。

(調査下命)

第 42 条 交番等及び警備派出所勤務員に対する調査下命は、原則として署地域課長を経由して行うものとする。

(管内状況の把握)

第 43 条 交番等及び警備派出所勤務員は、所管区内における活動その他あらゆる機会を通じて、犯罪が多発する時間帯及び場所等警察活動上必要な管内状況を把握し、特異情勢を認めた場合は、速やかに署長に報告するものとする。

(管内図の掲出)

第 44 条 地理案内その他来訪者の利便に供するため、交番等及び警備派出所の事務室に管内図を掲出するものとする。

(所管区活動上の一般的留意事項)

第 45 条 交番等及び警備派出所勤務員は、所管区活動に当たっては、規則に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 勤務中に緊急配備対象事件等緊急に手配を必要とする事案の発生を認知したときは、直ちに警察無線、警電 110 番その他の方法により、県本部通信指令室へ通報すること。

(2) 相勤者が所定時刻を過ぎても帰所（署）しないときは、署地域課長又は署当番責任者に報告して指揮を受けること。

(3) 勤務中に幹部が来所したときは、事件事故等の有無その他の勤務状況を報告すること。

(資料の整理保管)

第 46 条 署長及び署の地域警察官は、交番等及び警備派出所の活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(要望把握活動)

第 47 条 署長は、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害の未然防止、被害の拡大防止及び回復並びに的確な検挙活動等を図るため、別に定める交番・駐在所連絡協議会を積極的に運用し、地域住民等の意見、要望等の把握に努めるものとする。

2 交番等勤務員は、前項に規定するもののほか、地域における各種会合、催し等に積極的に参加し、警察活動に対する理解と協力が得られるよう努めるとともに、要望、意見等の把握に努めるものとする。

3 交番等勤務員は、別に委嘱した地域安全推進員との連絡を密にし、協力して地域の自主的防犯活動の推進に努めるものとする。

4 警備派出所勤務員は、空港関係者と良好な関係を保持し、警察活動に対する理解と協力が得られるように努めるとともに、連絡体制を密にし、要望、意見等の把握に努めるものとする。

(問題解決活動)

第 48 条 交番等勤務員は、前条の規定により把握した要望、意見等に基づいて、交番等の所管区ごとに一所管区一事案解決運動の目標を設定し、推進するものとする。ただし、ブロック所管区において推進することが適当と認めるときは、ブロック所管区単位で取り組むものとする。

2 交番等勤務員は、地域安全推進員の活動に対して、積極的な助言、指導、支援及び協働しての活動を行うなど、効果的な地域安全活動の推進を図るものとする。

(情報発信活動)

第 49 条 交番等及び警備派出所勤務員は、地域の安全を確保し、地域住民に役立つ身近な情報（以下「地域安全情報」という。）を次の要領により発信し、事件事故の予防、災害の未然防止を図るものとする。

(1) 住民の身近に発生している犯罪、交通事故等の発生状況又は自主防犯意識を醸成する記事を掲載したミニ広報紙を定期的に発行するとともに、住民に早く知らせることがより効果的なものについては、号外（交番速報）の発行により積極的に広報すること。

(2) 地域安全情報は、タイムリーな発信に努めること。

(3) 交番・駐在所連絡協議会の開催、各種地域会合への出席に際しては、必要な情報を積極的に提供すること。

第 2 節 交番相談員の活動

(交番相談員の活動要領)

第 50 条 交番相談員の活動要領は、別に定める。

第 3 節 直轄警ら隊の活動

(直轄警ら隊の活動要領)

第 51 条 直轄警ら隊の活動要領は、別に定める。

第 4 節 移動交番車における活動

(移動交番車における活動要領)

第 52 条 移動交番車における活動要領は、別に定める。

第 5 節 所管区域変更等の手続

(所管区域変更等の手続)

第 53 条 署長は、交番等を設置し、廃止し、若しくは休止し、又は交番等の所管区域を変更する必要があると認める場合においては、交番等の新設（廃止・所管区域の変更）上申書（様式第 1 号）により本部長の承認を受けるものとする。

2 署長は、ブロックを新設し、若しくは廃止し、又はこれを変更する必要があると認める場合においては、ブロックの新設（廃止・変更）上申書（様式第 2 号）により本部長の承認を受けるものとする。

(受持区変更等の手続)

第 54 条 署長は、受持区を定め、又はこれを変更する必要があると認める場合においては、受持区の新設（変更）上申書（様式第 3 号）により本部長の承認を受けるものとする。

(臨時警備派出所等の設置手続)

第 55 条 署長は、次に掲げるいずれかの理由により、臨時警備派出所等を設置する必要があると認める場合においては、臨時警備派出所等の設置上申書（様式第 4 号）により本部長の承認を受けるものとする。

(1) 大規模な土木工事等がある地域について、一定期間特に警戒警備を必要とする場合

(2) 住宅団地等の建設により人口が急増している地域において、将来交番又は駐在所の設置を必要とする場合

(3) 季節等により行楽客などが一時的に集中する地域で、特に警戒警備を必要とする場合

(4) その他署長が設置する必要があると認める場合

第 5 章 署自動車警ら係及び自動車警ら隊の活動

第 1 節 署自動車警ら係の活動

(署自動車警ら係の運用)

第 56 条 署長は、署自動車警ら係の運用に当たっては、県本部の地域課長、通信指令課長及び機動警ら課長並びに隣接署長と連絡を密にして、計画的かつ重点的運用に努めるとともに、緊急事案発生に際して迅速な初動活動ができるように配慮するものとする。

(機動警ら実施上の留意事項)

第 57 条 署自動車警ら係の機動警らは、規則第 24 条及び第 25 条に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 警ら用無線自動車の機動力及び通信（照会）機能を十分生かした活動を行うこと。
- (2) 県本部通信指令室及び署通信室と緊密な連携を保つこと。
- (3) 管轄区域内の実態の掌握に努めること。
- (4) 事件事故等の発生状況を考慮して行うこと。
- (5) 犯罪の発生するおそれが高い場所、交通事故多発地点等において、駐留警戒を行うこと。
- (6) 職務質問、検索等を積極的に行い、被疑者等の発見及び検挙に努めること。
- (7) 交番等勤務員と情報交換を行うとともに、協力して事件事故等の予防検挙に努めること。
- (8) 交番等の警戒力が手薄な地域に対する警戒及び勤務員が不在の交番等への積極的な立ち寄りを行うこと。
- (9) 犯人の逮捕、保護等のため、やむを得ず全ての勤務員が車両を離れなければならない場合においては、車両に施錠すること。

(待機実施上の留意事項)

第 58 条 署自動車警ら係の待機は、規則第 26 条に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 署又は指定された交番若しくは前進待機場所において行うこと。
- (2) 警察無線の傍受に努めるとともに、事件事故が発生したとき直ちに出勤できる態勢を保持すること。
- (3) 勤務員が不在の交番等において待機中に来訪者があったときは、適切な対応をとること。

(現場出勤)

第 59 条 署自動車警ら係勤務員は、県本部通信指令室又は署通信室から、事件事故等の現場への出勤指令を受けたとき又は出勤が必要と認められる事件事故等の発生を認知したときは、直ちに現場に出勤するものとする。

(事件事故等の報告及び処理)

第 60 条 署自動車警ら係勤務員は、事件事故等の現場に到着した場合においては、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 到着した旨及び臨場時の状況の報告
- (2) 負傷者の救護、現場保存その他の応急措置
- (3) 事案の概要及び処理状況の報告

(届出の処理)

第 61 条 署自動車警ら係勤務員は、遺失、拾得等の届出を受理したときは、交番等勤務員に引き継ぐものとする。ただし、被疑者、行方不明者、泥酔者等の発見その他事件事故等に関する届出であって、直ちに措置を要するもの及び特に指示されたものについては、自ら処理するものとする。

(車両等の保全管理)

第 62 条 署自動車警ら係勤務員は、車両、無線機器及び車載装備品の保全管理について、細心の注意を払うものとする。

(交替時の引継ぎ)

第 63 条 省略

(休車報告)

第 64 条 署長は、警ら用無線自動車が検査、故障等のため使用できないときは、休車日数、故障状況、修復見込みその他参考事項を本部長に報告するものとする。

(署自動車警ら係勤務員の活動)

第 65 条 第 39 条、第 41 条から第 43 条まで及び第 45 条の規定は、署自動車警ら係勤務員の活動について準用する。

第 2 節 自動車警ら隊員の活動

(自動車警ら隊員の活動)

第 66 条 第 57 条から第 64 条までの規定は、自動車警ら隊員の活動について準用する。この場合において、第 64 条の規定中「署長」とあるのは、「県本部機動警ら課長」と読み替えるものとする。

2 この訓令に定めるもののほか、自動車警ら隊の運営について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 補則

(細則の制定)

第 67 条 署長は、この訓令に基づき、署における地域警察の運営に関する細則を定めるものとする。

2 前項に規定する細則を制定し、又は改正したときは、本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日県本部訓令第 26 号)
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 24 日県本部訓令第 46 号)
この訓令は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 25 日県本部訓令第 48 号)
この訓令は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 14 日県本部訓令第 27 号)
この訓令は、平成 23 年 9 月 14 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日県本部訓令第 15 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 18 日県本部訓令第 27 号)
この訓令は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 13 日県本部訓令第 9 号)
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の別表 1 の 7
01 及び 703 の項の改正規定は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日県本部訓令第 7 号)
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 27 日県本部訓令第 7 号)
この訓令は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日県本部訓令第 18 号)
この訓令は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 9 日県本部訓令第 9 号)
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 19 日県本部訓令第 31 号)
この訓令は、令和 5 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日県本部訓令第 9 号)
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 26 日県本部訓令第 34 号)
この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 26 日県本部訓令第 34 号)
この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 25 日県本部訓令第 10 号)
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。